



2023年4月10日

各 位

会社名 株式会社イントランス  
代表者名 代表取締役社長  
          ディグネジオ・フレドリック・レッツ  
(コード番号 3237 東証グロース)  
問合せ先 管理部 部長 北川 雅章  
(TEL 03-6803-8100)

### 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 及び第8回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、第三者割当（以下、「本第三者割当」といいます。）により第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、それらの社債部分を「本社債」といいます。）及び第8回新株予約権（以下、「第8回新株予約権」又は「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先である合同会社インバウンドインベストメントは、当社の親会社であり、筆頭株主及び大株主であります。また、同社の職務執行者である何 同璽氏は、当社の取締役であり、今後の国内観光事業、インバウンド事業を牽引する上で重要な役割を有しており、割当予定先は、当社の事業拡大による企業価値の向上を目指す方針の会社であります。

#### 記

#### 1. 募集の概要

##### (1) 本新株予約権付社債

①払込期日	2023年4月28日
②新株予約権の総数	30個
③社債及び新株予約権の発行価額	本社債の発行価額は10百万円（額面100円につき金100円） 本社債に付された新株予約権の発行価額は無償
④当該発行による潜在株式数	4,615,384株
⑤資金調達の額	300,000,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた本第三者割当に係る手取り概算額の総額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。
⑥転換価額	65円

⑦募集又は割当方法	第三者割当の方法による
⑧割当予定先	合同会社インバウンドインベストメント
⑨利率及び償還期日	本社債の利率は年率2.00%となります。 償還期日：2026年4月27日
⑩その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。本新株予約権付社債を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。

## (2) 本新株予約権

①割当日	2023年4月28日
②新株予約権の総数	46,154個
③発行価額	総額4,615,400円（本新株予約権1個につき100円）
④当該発行による潜在株式数	4,615,400株（本新株予約権1個につき100株）
⑤資金調達の額	304,616,400円 （内訳）本新株予約権発行による調達額：4,615,400円 本新株予約権行使による調達額：300,001,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた本第三者割当に係る手取り概算額の総額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。
⑥行使価額	65円
⑦募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法による
⑧割当予定先	合同会社インバウンドインベストメント
⑨行使期間	2023年4月28日から2026年4月27日まで
⑩その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

当社グループは、創業からの主事業でありました「不動産事業」に加え、ホテル・宿泊施設等の運営、支援、開発等の事業を行う「ホテル運営事業」に軸足を置き、事業の整備と成長のための投資を進めてまいりました。また、当社の連結子会社である株式会社大多喜ハーブガーデンにおいてハーブガーデン施設の運営・卸売販売を行う「ハーブガーデン運営事業」、「その他の事業」として、連結子会社である瀛創（上海）商務咨询有限公司において国内インバウンド送客事業にそれぞれ取り組んでまいりました。

こうした事業活動により、2022年3月22日付「匿名組合を通じたホテル運営事業の出資持分の取得及び子会社の異動、並びに当社連結子会社によるホテル運営業務受託のお知らせ」にて公表しましたように、ホテル運営事業への投資を決定しました。また、2022年5月17日付「当社連結子会社と

Banyan Tree Japan 有限会社との合弁事業契約による合弁会社設立に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社連結子会社である株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツ（以下、「イントランスH&R」という。）と、国際的なホテルブランドであるバンヤンツリー・グループであるBanyan Tree Japan 有限会社との合弁会社の設立を決定し、バンヤンツリー・グループのブランドホテル及びノンブランドホテルの運営を担い、日本国内におけるマーケットシェアの拡大を目指してまいりました。

さらに、2022年10月31日付「ホテル運営事業における建物賃貸借契約締結のお知らせ」にて公表しましたとおり、当社において新規ホテルへの投資を行い、バンヤンツリー・グループの日本初進出ブランド「Folio」を付したホテルの開業を予定しています。

このように、ホテル・宿泊施設の運営事業を取り巻く環境は、ここ数年において、コロナウイルス感染症の影響で極めて厳しい事業環境にありましたが、昨年度からの行動制限の緩和などにより、経済活動の正常化が段階的に進み、景気回復の兆しも見られております。また、政府が実施する全国を対象とした観光需要喚起策である全国旅行支援（全国旅行割）などによる観光需要の回復等、明るい兆しも見え始めております。

これらを受け、当社グループとしましては、ホテル運営事業におけるマスターリースによる施設運営、ホテル運営受託、ホテル運営アドバイザーにおいて安定的に収益を拡大させ、ファンド運営によるホテル投資事業において更なる収益拡大を目指しております。また、従来からの事業である不動産事業とホテル運営事業の連携強化により、国内外投資家によるホテル運営参入の売買仲介、プロパティマネジメント業務の受託を目指し、両事業セグメントの拡大を目指しています。

当社の目指す事業モデルは、創業からの主事業である不動産事業を安定収益とし、ホテル施設運営、ホテル運営受託、ホテル運営アドバイザー、さらにはホテル投資ファンドの組成を中核とした「ホテル運営事業」において高い成長を目指すというものであります。しかしながら、当社グループがホテル運営事業を今後積極的に進める上では、極めて厳しい財政状態となっており、当社グループが手元資金を安定的に確保し、ホテル運営事業を中核として事業を拡大させる計画を実現するためには、さらなる資金が必要であると認識しております。

当社の財政状況といたしましては、2023年3月8日付「通期業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、ホテル運営事業において当社の強みである中国人観光客の国内への送客が、新型コロナウイルスの影響により実現しない状況が続き、中国政府の日本への旅行許可を待っていましたが、今日まで実現に至らないためにホテル運営の案件獲得を積極的に進めることができず、さらには当社の有するグレードのホテルにおけるインバウンド需要が十分に確保できなかったことにより、売上高が未達となり、それに伴い利益面も大きく計画を下回り、営業キャッシュフローの継続的なマイナスにより、現預金残高は2023年3月期第3四半期において642百万円となっております。

このため、当社としましては、本資金調達を実行した上、資金使途への充当を行い、当社事業モデルを確立していくことが、当社グループの株式価値の向上につながるものと考えております。資金使途の詳細として、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」記載の「①運転資金（手元流動性の確保のための資金）」、「②新規ホテル運営における投資資金」、「③ホテル関連ファンドにおける投資資金」にあるとおり、当社戦略を実現する上では新たな投資が必要となることから、当社取締役会において、慎重に資金調達の必要性と資金使途の合理性の双方の観点から審議を行った結果、今般、これら活動のための資金調達を行うことを決定いたしました。

当社グループとしましては、今回の資金調達を通して上記の活動資金の確保により、これまで当社グループが積み重ねてきた経験と知見を活かし、当社グループの目指す収益モデルを成功させ、中長期的な企業価値向上を図る方針であり、本第三者割当は株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の利益に資するものと判断しております。

## （2）本第三者割当による資金調達方法を選択した理由及びその特徴

株主利益を高めるためには、当社グループの目指す収益モデルを早期に実現させ、収益を安定的に高める必要がありますが、そのためにはある程度の先行投資を行うための投資資金が必要です。

他方で、その投資資金を調達するためには、株式市場への影響にも十分に注意を払う必要があると当社は考えております。

そこで、本第三者割当を行うにあたり、その方法を選択し採用することにつき、以下の点を検討いたしました。

### <他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

- ① 資金調達を、公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行により行う場合、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生し、新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。その一方、今回採用した新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で、新株予約権の権利行使が進まず実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、急激な希薄化の懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。
- ② 株主割当増資を選択した場合、既存株主の参加率が不透明であることから、本第三者割当と比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ③ 新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、株価の動向により権利行使が進まない事態が想定され、この場合は当初想定していた資金調達ができない、又は実際の調達金額が当初想定されている金額を下回ることになり、目的が未達成となります。
- ④ 転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、実際の資金調達金額を当初から相当程度確保することができますが、割当予定先の資金調達の予定として、本新株予約権

付社債の価額相当分を最初に調達し、本新株予約権の行使価額相当分は段階的に調達する予定であることから、本資金調達方法が適当であると判断いたしました。

- ⑤ 行使価額について、発行後一定期間経過後ごとにその時点での時価で算定し直す条項が付された転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）を選択した場合、一般的には転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換が完了するまで、交付される株式総数が確定せず、希薄化の程度をコントロールできず、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ⑥ 行使価額修正条項付新株予約権（いわゆるMSワラント）の場合、潜在株式数はあらかじめ固定されているものの、行使価額の下方向修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があり、また、行使されるまで資金の払込がなされないという点においても、当社のニーズと一致しないと判断いたします。一方で本新株予約権付社債は払込日に300,000,000円全額の資金調達が可能となるため、MSワラントによる資金調達の確実性は本新株予約権付社債と比較して低いと考えられます。但し、本新株予約権については、行使されるまで資金の払い込みがなされないという不確実性は残ります。
- ⑦ 新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・イシュー）には、当社が金融商品取引業者者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者者と元引受契約を締結せず新株予約権の行使を株主の決定に委ねるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては、引受手数料等のコストが増大することが予想されるため、適切な資金調達方法ではないと判断しております。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、上記②の株主割当増資と同様に、その調達額が、割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・イシューにおける当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。
- ⑧ 間接金融等を選択した場合には、希薄化の問題は生じないこととなりますが、当社が主力として行うホテル運営事業の実績はまだ少なく、前述しましたように、中国からの観光客が訪日できない現況では確度の高い計画を策定することもできないため、融資に関する金融機関との折衝は困難な状況であります。また、借入れによる資金調達は金利負担が生じること、及び調達額全額が負債となるため、財務健全性が低下し、将来的に運転資金が必要となった場合の金融機関からの借入れによる資金調達余地が縮小する可能性があることから、資本性の資金で対応すべきと考えております。

<当社のニーズに応じ、配慮した点>

#### ① 株価への影響の軽減

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額については、割当予定先との協議の結果、本第三者割当に係る取締役会決議の日（以下、「発行決議日」といいます。）の前取引日の直近3ヶ月間の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の普通取引の終値平均の61.57円を基準株価（以下「基準株価」といいます。）として、基準株価からプレミアムを5%程度付加し、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額を65円に決定いたしました。また、割当予定先との協議により、割当予定先は、当社の親会社であり、筆

頭株主及び大株主であるため、こうした立場の割当予定先が、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額をディスカウントした形で引き受けることは、当社のこれまでの業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、不適当であるとの判断により、基準株価よりディスカウントを行わないこととしております。なお、いずれもその後の修正は行われたい仕組みとなっています。

本第三者割当による資金調達、当社の資金需要に応じて段階的に行使する方針であることを割当予定先より説明を受けています。これにより、新株発行の場合と比較して、株式需給が急速に変化することにより株価への大きな影響を与える事態を回避できると考えております。

## ② 希薄化の抑制

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は一定の金額で固定されており、発行後に下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、さらなる希薄化が生じる可能性はありません。

本新株予約権付社債の転換や本新株予約権の行使は、当社の資金需要に応じて段階的に行使する方針であることを割当予定先より説明を受けています。

割当予定先の職務執行者は、当社の業務執行を執り行う取締役でもあり、当社の資金需要、財務状況、投資方針を十分理解しています。その上で、当社の「新規ホテルの開業資金等により、当社の運転資金が厳しい状況にある」、「成長を目的とした新規ホテルへの投資資金に余裕がない」という当社の状況を放置するわけにいかないため、本第三者割当を受ける決定をしています。こうしたことから、当社の資金需要、状況に準じて、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使を進めることを予定しております。このため、新株式のみを一度に発行する場合と比べて希薄化を抑制できると考えられます。

また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては円滑な転換及び行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形での資金調達を実現できると考えております。

## ③ 追加的な資金調達

本新株予約権の発行により、当社の事業の進捗及び資金需要に応じて本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができます。

## ④ 本新株予約権付社債の特性

本新株予約権付社債については、その特性上、当初に本社債の元本部分の払込みが行われ、資金調達が実現できますが、本新株予約権付社債の転換が行われずに償還期限を迎えた場合には、手持ち現金を原資として、本新株予約権付社債の償還が必要となります。

## ⑤ 本新株予約権の特性

本新株予約権については、その特性上、本新株予約権の行使が行われない場合、当該本新株予約権行使に係る払込金額の払込みが行われないため、結果として実際の調達金額が想定した調達金額を下回る場合があります。特に株価が行使価額よりも下落する局面においては、本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、本新株予約権は、既存株主保護の観点から一時的な希薄化の抑制と株価への影響の軽減を企図しつつ、事業の進捗に応じて必要な資金調達を行うことを企図して設けられたものであります。

以上の点につきまして検討した結果、具体的な資金調達方法としては、本新株予約権付社債において、運転資金の確保と目先のホテル運営事業における投資資金、ホテル投資における投資資金を確保し、その後、当社の事業の進捗状況に応じて、ホテル運営事業、ホテルファンド事業において、資金需要が発生した際に、本新株予約権が行使される、転換社債型新株予約権付社債の発行及び新株予約権の発行を組み合わせる方法が、一度に希薄化することを回避しつつ、資金調達金額を確保することができると判断いたしました。また、割当予定先と協議・交渉した結果、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達の額は、「1. 募集の概要」に記載したとおりとしております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額(円)	604,616,400円
(内訳)	
(ア) 本新株予約権付社債の発行	300,000,000円
(イ) 本新株予約権の発行	4,615,400円
(ウ) 本新株予約権の行使	300,001,000円
(a) 発行諸費用の概算額(円)	4,600,000円
(b) 差引手取概算額(円)	600,016,400円

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額(300,000,000円)及び本新株予約権の発行価額の総額(4,615,400円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(300,001,000円)を合算した金額です。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使による払込みは、原則として本新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取り概算額は将来的に変更される可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権付社債及び本新株予約権算定評価報酬費用、弁護士費用、割当予定先の属性調査費用、及びその他事務費用(変更登記費用等)等が含まれます。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金(手元流動性の確保のための資金)	150	2023年5月～2024年3月
② 新規ホテル運営における投資資金	350	2023年5月～2024年9月
③ ホテル関連ファンドにおける投資資金	100	2023年5月～2024年9月

- (注) 1. 支出予定時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
2. 実際に調達した資金は、上記具体的な資金使途の支払が発生した順に応じて充当いたします。具体的には、本新株予約権付社債により調達する資金300百万円のうち、①に150百万円、②に

100百万円、③に50百万円を充当し、本新株予約権の行使により調達する資金は、②に250百万円、③に50百万円を充当する予定であります。また、資金用途の実行時において、資金調達が行われていなかった場合や、調達した資金が、上記予定の調達する資金に達しない場合は、自己資金の充当を含め、新たな資金調達を行う必要があります。

3. 調達する資金の支出予定時期は、約1年半としていますが、中国からの国内インバウンド観光客の状況や、日中両国の政策等により、計画が遅れる可能性があります。このため、本新株予約権付社債の償還期日及び本新株予約権の行使期間を3年間とし、計画が遅れが生じた際にも対処できるよう配慮した内容にしております。

資金用途の詳細は以下のとおりです。なお、今後資金用途に変更があった場合には、速やかに開示いたします。

① 運転資金（手元流動性の確保のための資金）

2023年3月期における収益状況に関して、当初計画していた事業計画が予定どおりに進展しないことにより、売上高が未達となり、それに伴い利益面も大きく計画を下回り、営業キャッシュフローの継続的なマイナスにより、現預金残高は2023年3月期第3四半期において642百万円となっております。このように、当社グループのキャッシュフロー状況は極めて厳しいものとなっております。既存の事業における手元資金の流動性を高めるとともに、事業開発や人材投資を含めた運転資金の確保のため、本新株予約権付社債による調達予定額から150百万円を充当することを想定しています。

② 新規ホテル運営における投資資金

当社の目指す事業モデルは、創業からの主事業である不動産事業を安定収益とし、ホテル施設運営、ホテル運営受託、ホテル運営アドバイザー、さらにはホテル投資ファンドの組成を中核とした「ホテル運営事業」において高い成長を目指すというものであります。この事業モデルを実現し、より収益拡大を目指すため、新規のホテル運営の獲得（3案件を計画）に注力し、投資活動を積極化します。そのため、2023年5月から2024年9月までの期間における新規ホテル運営における投資額につきまして、本新株予約権付社債及び本新株予約権による調達予定額から350百万円を充当することを想定しています。

③ ホテル関連ファンドにおける投資資金

当社グループの中国関連のネットワークを活用し、国内外の投資家を募集し、ホテル運営事業に関するファンドの組成を目指します。ホテル投資ファンドの組成により、管理手数料が見込め、さらには、それらホテルの運営及びプロパティマネジメントの受託の機会が見込めます。そのため、2023年5月から2024年9月まで期間におけるホテル関連ファンドへの投資及び運営費用につきまして、本新株予約権付社債及び本新株予約権による調達予定額から100百万円を充当することを想定しています。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することで、当社グループの創業からの

主事業である不動産事業を安定収益とし、ホテル施設運営、ホテル運営受託、ホテル運営アドバイザー、さらにはホテル投資ファンドの組成を中核とした「ホテル運営事業」において高い成長を目指すという事業モデルの確立を目指します。これらの実現により、収益の向上が可能となると認識しており、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

## 5. 発行条件の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、引受者との間での協議を経て、「2. 募集の目的及び理由 (2) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由及びその特徴<当社のニーズに応じ、配慮した点>①株価への影響の軽減」記載の基準株価の61.57円を参考に当社のこれまでの業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、ディスカウントをしない方針としております。その理由としては、引受者は当社の発行済株式総数の過半数近くを有する筆頭株主であり、影響力のある筆頭株主が、当社の事業を促進するための新規資金の確保に関し、ディスカウントを要求することは、当社の事業拡大を希望する目的とそぐわず、また、少数株主の利益を損ねることになりかねないという懸念を払拭するという強い希望があったためであり、さらには、当社の財務状況の改善を要する状況であるためであります。

参考までに、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日における当社普通株式の普通取引の終値60円に対し8.33% (小数点第3位を四捨五入、以下同様。)のプレミアム、発行決議日の前取引日を基準とした過去1週間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価59.20円に対し9.80%のプレミアム、発行決議日の前取引日を基準とした過去2週間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価58.60円に対し10.92%のプレミアム、過去1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価59.09円に対し10.00%のプレミアム、過去3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価61.57円に対し5.58%のプレミアム、また、過去6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価62.62円に対し3.80%のプレミアムとなっております。なお、いずれもその後の修正は行われない仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、公正を期するため、独立した第三者機関である株式会社opLabo (オプラボ) (住所:東京都中央区銀座六丁目13番16号銀座Wal1ビルUCF5階、代表取締役 上田 智宏氏、代表取締役 小山田 智氏) に対して価値算定を依頼しております。

本新株予約権付社債については、一定の前提、すなわち、当社の株価 (発行決議日の前取引日の終値)、配当利回り (0.0%)、権利行使期間 (約3年0ヶ月間)、無リスク利率 ( $\Delta$ 0.03%)、株価変動性 (52.01%)、当社及び割当予定先の行動、その他発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価 (額面100円当たり金100円) と株式会社opLabo (オプラボ) の算定した公正価値 (本新株予約権付社債: 額面100円当たり99円33銭から100円76銭) とを比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

本新株予約権については、株価 (発行決議日の前取引日の終値)、配当利回り (0.0%)、権利行

使期間（約3年0ヶ月間）、無リスク利子率（△0.03%）、株価変動性（52.01%）、当社及び割当予定先の行動、その他発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で当社は、本新株予約権の実質的な対価（新株予約権1個につき100円、株式1株につき1円）と株式会社opLabo（オプラボ）の算定した公正価値（本新株予約権：1個当たり99円から103円、1株当たり0.99円から1.03円）とを比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

以上のことから、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件は適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断しました。

また、当社監査役全員（うち社外監査役2名）は、当社取締役会に対して、以下の各点に鑑み、本第三者割当の発行が特に有利な条件に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。

- ① 本第三者割当の公正価値の算定においては、新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務及びこれらに関連する財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられるところ、株式会社opLabo（オプラボ）がかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ② 株式会社opLabo（オプラボ）は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。
- ③ 株式会社opLabo（オプラボ）は、一定の条件（株価、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。
- ④ 上記の三点から、株式会社opLabo（オプラボ）による価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ⑤ 本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円につき金100円）は上記③の公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権の発行価額（新株予約権1個につき100円、株式1株につき1円）は上記③の公正価値を下回る水準ではないこと。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債及び本新株予約権が全て転換又は行使された場合に発行される予定の株式数は、9,230,784株であります。これにより2023年4月10日現在の発行済株式総数37,131,000株（総議決権数370,685個）に対して、最大で24.86%（議決権比率24.90%）の割合で希薄化が生じます。当社としては、このような希薄化が生じるものの、当社の中長期的な発展を実現するためには、本第三者割当を実行する必要性は極めて高く、また、その規模はかかる必要性に照らして最低限必要と考えられる規模に設定されています。また、本第三者割当により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより、当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要 (2023年4月10日現在)

①	名 称	合同会社インバウンドインベストメント		
②	所 在 地	東京都千代田区神田神保町二丁目 19 番地 1		
③	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表社員 E Tモバイルジャパン株式会社 職務執行者 何 同璽		
④	事 業 内 容	当社の株券等を取得及び保有すること等		
⑤	資 本 金	5百万円 (2022年12月31日現在)		
⑥	設 立 年 月 日	2018年9月3日		
⑦	大 株 主 及 び 持 分 比 率	E Tモバイルジャパン株式会社	50%	
		和徳投資有限公司	50%	
⑧	上場会社と当該株主の関係			
	資 本 関 係	当社の 49.25%の株式を有する大株主であります。		
	人 的 関 係	当社取締役である何同璽が同社の職務執行者を務めております。		
	取 引 関 係	該当事項はありません。		
⑨	当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決 算 期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
	純 資 産 ( 百 万 円 )	733	666	557
	総 資 産 ( 百 万 円 )	2,956	2,978	3,008
	1 株 当 たり 純 資 産 ( 千 円 )	—	—	—
	売 上 高 ( 百 万 円 )	—	—	—
	営 業 利 益 ( 百 万 円 )	△0.4	△0.4	△3.5
	経 常 利 益 ( 百 万 円 )	△11	△66	△108
	当 期 純 利 益 ( 百 万 円 )	△11	△67	△108
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ( 千 円 )	—	—	—
	1 株 当 たり 配 当 金 ( 円 )	—	—	—

※割当予定先である合同会社インバウンドインベストメントは、2018年10月に当社への公開買を表明し、当時の取締役会において賛同表明の決議がされ、公開買付の結果、2018年11月27日付で当社の筆頭株主及び親会社となりました。また、割当予定先である合同会社インバウンドインベストメント及び同社の代表者であり、職務執行者である何同璽氏は、当社の取締役であり、通算で当社の4会計年度に渡り、業務執行の取締役として当社の不動産事業、ホテル運営事業、その他事業の運営に関わってまいりました。また、割当予定先の出資者についても、創設以来より割当予定先の出資者であり、その後も資本変更は一切生じていません。

そのため、割当予定先であり、当社の親会社及び大株主であります合同会社インバウンドインベストメントやその代表者及び割当予定先の出資者について、この時点で第三者機関による割当予定先が反社会勢力でないことの調査を依頼することは合理的ではないとは考えますが、念のため第三者機関による割当予定先、割当予定先の出資者、並びにその役員が反社会勢力ではないことを調査しました。

そのため、割当予定先である合同会社インバウンドインベストメント、割当予定先の出資者であるE Tモバイルジャパン株式会社、及び両社の代表者である何 同璽氏について、第三者調査機関である株式会社J Pリサーチ&コンサルティング（住所：東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役 古野 啓介氏）に調査を依頼しました。また、割当予定先のもう一方の出資者である和徳投資有限公司、及びその代表者について、アジアに幅広いネットワークを有する独立系の企業アドバイザー・ファームであるCrossborder Pte Ltd(住所：50 Raffles Place, #11-05 Singapore Land Tower, Singapore 048623)による調査を行い、両社からは、当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情報などはなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。

したがって、当社は、割当予定先及び関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。

なお、当社は、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社の現状として、上記に記載しましたとおり、当社が計画していたとおりの事業計画の推進を達成できず、それにより財政状況が悪化し、当初予定していたホテル運営事業への投資も十分に行えない状況にあります。また、先々の収益源泉として見込んでおりました国内外の投資家を中心とした、ホテル関連ファンド事業の組成に関する活動も停滞しており、当社グループのホテル関連投資については極めて厳しい状況が続いております。

そのため、この状況を打破するには、新たな資金調達がどうしても必要であるものの、当社の事業モデルへの賛同、及び資金支援をしていただける先を見つけることは非常に困難な状況にありました。そうした中、当社の親会社であり、筆頭株主及び大株主であります割当予定先へ、2023年1月に資金調達の相談をしました結果、当社の当面の運転資金、新規ホテル運営における投資資金、並びにホテル関連ファンドにおける投資資金を確保するためには、当社グループの新たな資金調達が必須であるということ、及び当社が現在の不安定な財政状況を克服し、安定的な成長をしてゆく上では、運転資金の確保、新規ホテル運営における投資資金、ホテル関連ファンドにおける投資資金の確保が必要であるということを割当予定先である合同会社インバウンドインベストメントの職務執行緒者であり、当社の取締役である何同璽氏へ理解いただきました。

この結果、同社より、当社グループの財政状況を改善し、新たな投資資金が確保できれば、事業モデルの確立が期待できるという見解であり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の投資提案が2023年2月にされ、その検討を進めてまいりました。

割当予定先は、2018年10月に当社への公開買付を表明し、当時の取締役会において賛同表明の決議がされ、公開買付の結果、2018年11月27日付で当社の筆頭株主及び親会社となりました。事業内容としては、当社の株券を取得及び保有を行い、日本国内の観光関連事業やインバウンド事業会社に中長期的に投資を行い、その経営に一定の関与をすることにより投資先の企業価値向上（バリュー・アップ）を図ることを目的としている会社であります。また、中国を中心とした投資家との強い関係を有し、今後のホテル運営事業やホテル関連投資事業の成長を促進する原動力となることが

見込まれています。また、割当予定先は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の転換及び行使について、当社の株価の推移を勘案しながらも、当社の事業の推進状況及び資金需要の必要性を理解いただいております。また、当社の資金需要の要請に応じていただける可能性が高いと判断し、当社は割当予定先を選定いたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である合同会社インバウンドインベストメントは、日本国内の観光関連やインバウンド事業への投資を目的とした会社であり、今後のコロナウイルス流行後の日本における観光事業、インバウンド事業へ高い期待を有しています。また、中国を中心とした海外投資家との関係も強く、今後の当社の注力するホテル運営事業やホテル関連ファンド事業への投資家発掘にも寄与してもらえらるものと認識しております。さらに割当予定先は、当社株式の既存の保有分及び新たに行使する株式について、当社の事業モデルの確立による収益増加を源泉とした株式価値の上昇を目指しており、原則として、当社株式の中長期保有を考えております。また、将来的に当社株式を売却する際にも市場動向、投資家の需要等を勘案しながら、単に投資回収を目的として当該当社普通株式を市場で売却するのではなく、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先又は当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標である旨、口頭で確認しております。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、割当予定先の2022年12月31日現在の財務諸表において、現預金残高は1百万円となっておりますが、割当予定先は割当予定先の当社株式を担保として金融商品取引業者からの借入による調達（融資金額320百万円、返済期限3年）を行い、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込を予定しております。また、それら借入契約に関しては、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込前に実行される予定である旨の報告を受けており、割当予定先が本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込金額に必要な資金を確保できることについては、割当予定先が借入先より取得した融資証明の写しにより確認しております。また、本新株予約権の行使に伴う払込金額相当分の払込みについては、割当予定先が新たに調達する資本や金融機関等からの借入れ又はファンドの組成等による資金調達を用いて、本新株予約権の行使をする予定であると確認しております。

そこで、当社は割当予定先の職務執行者であり、当社の取締役である何 同璽氏へ、確保する資金の規模や時期、方法等についてヒアリングを行いました。その結果として、割当予定先が計画している国内でのホテル投資ファンドの運営において、関心を持つ国内外の投資家が複数おり、資金の確保については、国内のインバウンド需要の回復状況や中国政府の海外渡航政策にもよるものの、想定している資本注入や借入、ファンド組成を活用して本新株予約権の行使金額は、段階的に確保できらるであろうとの見込みであることを確認しました。

以上により、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る払込金額並びに本新株予約権の行使に伴う払込金額相当分の払込みに支障はないと判断しています。

但し、現時点で具体的な資金の確保はされていないため、割当先にて資金調達ができず、その結果、本新株予約権が行使されないという不確実性は残ります。

## 8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2022年9月末日現在）		募集後	
合同会社インバウンドインベストメント	49.25%	合同会社インバウンドインベストメント	59.37%
株式会社SBI証券	2.49%	株式会社SBI証券	1.99%
柘津 聖一	2.15%	柘津 聖一	1.72%
日本証券金融株式会社	1.78%	日本証券金融株式会社	1.42%
株式会社エスネット	1.37%	株式会社エスネット	1.10%
SMB C日興証券株式会社	1.24%	SMB C日興証券株式会社	0.99%
有限会社レアリア・インベストメント	1.20%	有限会社レアリア・インベストメント	0.96%
楽天証券株式会社	1.05%	楽天証券株式会社	0.84%
松井証券株式会社	0.99%	松井証券株式会社	0.79%
INTERACTIVE BROKERS LLC （常任代理人 インタラクティブ・ブ ローカーズ証券株式会社）	0.96%	INTERACTIVE BROKERS LLC （常任代理人 インタラクティブ・ブ ローカーズ証券株式会社）	0.77%

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2022年9月30日現在の株主名簿を基準とし、2022年9月30日現在の発行済株式総数から、自己株式数を控除した総株主の議決権の数に基づき算出しております。
2. 募集後の大株主及び持株比率は、2022年9月30日現在の株主名簿を基準とし、2022年9月30日現在の発行済株式総数から、自己株式数を控除した総株主の議決権の数に本新株予約権付社債及び新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 9. 今後の見通し

現時点では、2023年3月8日付「通期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しました、2023年3月期の通期連結業績予想に変更はありません。

なお、当社は今回の調達資金を「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することが今後の事業拡大及び収益の向上、並びに財務体質の更なる強化につながるものと考えておりますが、今回の調達資金を予定用途に従って活用した結果として、開示すべき事象が生じた場合には直ちに開示いたします。

(参考) 当期連結業績予想（2023年3月8日公表分）及び前期連結実績

(単位：百万円)

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	親会社株主に帰属 する当期純利益
当期業績予想 (2023年3月期)	600 ～610	△427 ～△373	△480 ～△425	△553 ～△426

前期実績 (2022年3月期)	2,351	195	195	156
--------------------	-------	-----	-----	-----

#### 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権付社債全てが普通株式に転換された場合及び本新株予約権全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

#### 11. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本第三者割当増資は、支配株主との取引等に該当いたします。当社が2022年6月30日開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」として、「支配株主との取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定いたします。」と記載しております。本第三者割当増資においては、2023年4月10日開催の当社取締役会において審議した上で、発行価額等の発行条件を決議しており、当該指針に則って決定しております。

##### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社の何取締役は、割当予定先の職務執行者を兼任しているため、本第三者割当増資の検討及び決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本第三者割当増資に関する取締役会の決議には参加しておりません。

##### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本第三者割当につき、2023年4月10日開催の当社取締役会において、支配株主と利害関係のない当社の社外監査役である平田邦夫氏（独立役員）、及び上床竜司氏から、①当社の経営成績及びキャッシュフローの状況、並びに新規投資に係る資金確保の観点より、様々な選択肢による資金調達において、本第三者割当による資金調達の選択をし、実施することが必要であると判断したことは合理性が認められること、②当社の連結業績は、2023年3月期において、前年同期比で大幅な売上高の減少、並びに多額の営業損失を計上しており、財務状況も逼迫状態にあることから、当社株価も低迷状態にある。こうした状況から、本新株予約権付社債の実質的な対価及び転換価額、並びに本新株予約権の発行価額及び行使価額は、発行決議日の前取引日における当社普通株式の普通取引の終値、発行決議日の前取引日を基準とした過去1週間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価、発行決議日の前取引日を基準とした過去2週間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価、過去1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価、過去3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平

均株価と比較しても、特に有利な金額には該当しないものと判断したことに合理性が認められること、③経営成績及びキャッシュフローの状態が悪化した当社の財務基盤を立て直すこと、及び新規ホテルやホテル関連ファンドへの投資資金の確保は、将来的な企業価値の向上、ひいては株主全員の利益に資するという当社の取締役会の判断には一定の合理性があること、④本第三者割当の決定に至る手続きは、割当予定先である合同会社インバウンドインベストメントとの複数回にわたる交渉を経て慎重に行われ、本取締役会における本第三者割当の実施に関する議案の審議及び決議は利害関係を有しない取締役によってなされており、手続きが公正になされていること、⑤本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円につき金100円）及び本新株予約権の発行価額（新株予約権1個につき100円、株式1株につき1円）は、独立した第三者機関である株式会社opLabo（オプラボ）による公正価値の算定と比較し、公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと考えられることから、本第三者割当の決定は、少数株主にとって不利益なものではないと判断される旨の意見書を入手しております。

## 12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	1,174百万円	1,175百万円	2,351百万円
営業利益又は営業損失（△）	△931百万円	△775百万円	195百万円
経常利益又は経常損失（△）	△973百万円	△965百万円	195百万円
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失（△）	△1,013百万円	△993百万円	156百万円
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失（△）（円）	△27.34円	△26.79円	4.21円
1株当たり配当額（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	53.95円	27.13円	31.23円

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年4月10日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	37,131,000株	—
現時点の転換価額（行使価 額）における潜在株式数	1,550,000株	4.17%
下限値の転換価額（行使価 額）における潜在株式数	1,550,000株	4.17%
上限値の転換価額（行使価 額）における潜在株式数	1,550,000株	4.17%

（注）上記潜在株式数は第4回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権の合計であり、全てストックオプションによるものです。

### (3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始値	141円	53円	68円
高値	159円	130円	105円
安値	45円	47円	48円
終値	53円	68円	69円

(注) 各株価は、東京証券取引所（マザーズ市場。2022年4月4日以降はグロース市場）におけるものであります。

② 最近6ヵ月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始値	66円	64円	57円	62円	63円	58円
高値	69円	71円	63円	69円	67円	60円
安値	62円	54円	56円	59円	57円	58円
終値	64円	57円	63円	63円	58円	60円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所（マザーズ市場。2022年4月4日以降はグロース市場）におけるものであります。

2. 2023年4月の株価については、2023年4月7日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年4月7日
始値	59円
高値	60円
安値	58円
終値	60円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

株式会社イントランス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債  
発行要項

本要項は、株式会社イントランス(以下「当社」という。)が2023年4月10日付の取締役会の決議により2023年4月28日に発行する株式会社イントランス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 株式会社イントランス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金300,000,000円(額面総額300,000,000円)
3. 各募集社債の金額 金10,000,000円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金300,000,000円(額面100円につき金100円)
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債券は発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 年率2.00%
8. 申込期日 2023年4月28日
9. 申込取扱場所 株式会社イントランス 管理部
10. 本社債の払込期日 2023年4月28日
11. 本新株予約権の割当日 2023年4月28日
12. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部を合同会社インバウンドインベストメント(以下「割当予定先」という。)に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約 該当事項なし
16. 償還の方法
  - (1) 本社債は、2026年4月27日(以下「償還期限」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
  - (2) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
17. 本社債の利息支払の方法及び期限
  - (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日(同日を含む。)から償還日(同日を含む。)までこれを付し、2023年9月30日を第1回の利払日としてその日(同日を含む。)までの分を支払い、そ

の後毎年3月31日及び9月30日に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日に関しては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。なお、利払日に本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合も、当該利払日における本社債の利息は本号に従い支払われるものとする。

(2) 利払日が銀行休業日にあたる時は、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 本社債の償還後は、利息は発生しない。

#### 18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。

#### 19. 本新株予約権の内容

##### (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)

は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(但し、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

##### (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

##### (3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初65円とする。但し、転換価額は、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整される。

##### (4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)
- 調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債(但し、当社の役員及び従業員に対し割当て又は交付される新株予約権は除く。)を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))、その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ④ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本④において「取得価額等」という。))の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本号乃至第(8)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。))が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「修正日」という。))における本項第(7)号②に定める時価を下回る価額になる場合
- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による転換価額の調整が修正日前行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、

修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(7)号④に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号③乃至④における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

⑥ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

⑦ 本号①乃至④に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後転換価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位

未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
  - ④ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整をするとき。
  - ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間  
2023年4月28日から2026年4月27日までとする。
- (11) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件  
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込

金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由  
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、転換価額は65円とした。

(15) 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(16) 新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(17) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(18) 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社イントランス 管理部  
東京都渋谷区道玄坂1-16-5 大下ビル9階

20. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

株式会社イントランス 管理部  
東京都渋谷区道玄坂1-16-5 大下ビル9階

21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

#### 23. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

(1) 第21項に定める公告に関する費用

(2) 第22項に定める社債権者集会に関する費用

#### 24. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 25. その他

(1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以 上

株式会社イントランス第8回新株予約権  
発行要項

本要項は、株式会社イントランス（以下「当社」という。）が2023年4月10日付の取締役会の決議により2023年4月28日に発行する株式会社イントランス第8回新株予約権にこれを適用する。

1. 新株予約権の名称 株式会社イントランス第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、4,615,400株とする（本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。）。  
但し、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。  
調整後交付株式数＝調整前交付株式数×株式分割等の比率
  - (3) 当社が第11項及び第12項又は第15項の規定に従って、行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。  
調整後交付株式数 
$$= \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
  - (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項又は第15項による行使価額の調整に関し、各調整事由に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
3. 本新株予約権の総数 46,154個
4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり金100円
5. 新株予約権の払込金額の総額 金4,615,400円

6. 申込期日 2023 年 4 月 28 日
7. 割当日及び払込期日 2023 年 4 月 28 日
8. 申込取扱場所 株式会社イントランス 管理部  
東京都渋谷区道玄坂 1-16-5 大下ビル 9 階

9. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、本新株予約権の全部を合同会社インバウンドインベストメントに割り当てる。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、65 円とする。但し、行使価額は第 11 項の定めるところに従い調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第 12 項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

12. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第 14 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (3) 第 14 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若し

くは新株予約権付社債（但し、当社の役員及び従業員に対し割当て又は交付される新株予約権は除く。）を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本号において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項乃至第15項と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下「修正日」という。）における第14項第(2)号に定める時価を下回る価額になる場合
- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして本項第(3)号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号又は上記(i)による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第14項第(4)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- (5) 本項第(3)号乃至第(4)号における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(3)号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

- (6) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第23項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \quad \times \quad \text{当該期間内に交付された} \quad \text{株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (7) 本項第(1)号乃至第(4)号に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(1)号乃至第(6)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

13. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
14. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第12項乃至第15項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (4) 完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第12項乃至第15項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。

15. 第12 項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
  - (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762 条第1 項に定められた新設分割、会社法第757 条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
  - (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
16. 第11 項乃至第15 項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
17. 本新株予約権を行使することができる期間  
2023 年4 月28日から2026 年4 月27日
18. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
19. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
20. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本新株予約権の払込金額は、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果を勘案して決定した。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10 項記載のとおりとし、行使価額は、65 円に決定した。
22. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第23項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
  - (2) ①本新株予約権者は、本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第17 項に定める行使期

間中に、行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

②本新株予約権者は、本新株予約権を行使しようとする場合、必要な事項の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第24項に定める払込取扱所（以下「払込取扱場所」という。）の指定する口座に振り込むものとする。

③行使請求受付場所に対し行使に要する事項を通知した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第23項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

(4) 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

#### 23. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

#### 24. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 恵比寿支店

#### 25. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

#### 26. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 27. その他

(1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以 上